明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**八一）　二
○内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**八二）　二
〔**府令・省令**〕
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・財務**八）　二
〔**省　令**〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**九四、九五）　三〇
〔**告　示**〕
○金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件（**金融庁**一〇九）　四
○衛星非常用位置指示無線標識の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める件の一部を改正する件（**総務**四二〇）　五
○衛星非常用位置指示無線標識の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四二一）　五
○設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四二二）　五
○捜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四二三）　五
○周波数割当計画の一部を変更する件（**同**四二四、四三二）　五
○小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四二五）　五
○無線設備規則第四十九条の二十第四号ヲの規定に基づく小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四二六）　六
○電波法第四条の二第七項の規定に基づき同法第一項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件の一部を改正する件（**同**四二七）　六
○電波法第四条の二第七項の規定に基づく同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件の一部を改正する件（**同**四二八）　六
○電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件（**同**四二九）　六
○電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件の一部を改正する件（**同**四三〇）　六
○電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件の一部を改正する件（**同**四三一）　六
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（**同**四三二）　六
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一九六〇）　六
○生産業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**一九六一）　六
○肥料の登録が失効した件（**同**一九六二）　六
○昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（平成二十九年二月二十八日農林水産省告示第三百六号（家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件）の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を改正する件（**同**一九六三）　六
○経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の全部を改正する件（**経済産業**一六八）　七
○既存住宅状況調査技術者講習登録規程の一部を改正する件（**国土交通**一一九三）　七
〔**官庁報告**〕
官庁事項
新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める件の一部を改正する件（内閣）　七
公調委令和五年（フ）第一号岐阜県本巣市曽井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件の裁定（公害等調整委員会公示二）　八
財　政
令和六年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（総務省）　八
〔**公　告**〕
諸　事　項
**裁判所**
破産、免責、再生関係　九
**特殊法人等**
独立行政法人国立科学博物館第二十二期事業年度財務諸表、税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三三
**地方公共団体**
古物営業の許可の取消処分、行旅死亡人、無縁墳墓改葬関係　三九
**会社その他**
**会社決算公告**　四三

# 府令

**○内閣府令第八十一号**

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項（同条第五項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）及び同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第一項及び第三項、第二十四条の四の七第一項並びに第二十四条の五第一項及び第四項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

**第一条**　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義）<br>**第一条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>［一～二十一の二の四　略］<br>二十一の二の五　連結財務諸表提出会社　連結財務諸表規則第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。<br>［二十一の三～三十六　略］<br>（臨時報告書の記載内容等）<br>**第十九条**　［略］<br>２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。<br>［一～十二　略］<br>十二の二　提出会社が、財務上の特約（当該提出会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社が期限の利益を喪失する旨の特約に限る。以下この号及び次号において同じ。）が付された金銭消費貸借契約（当該金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社である場合にあつては、当該提出会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額。以下この号において同じ。）の百分の十以上に相当する額であるものに限り、連結子会社との間で締結するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。イにおいて同じ。）又は財務上の特約が付された社債（当該社債の発行価額の総額が当該提出会社の最近事業年度の末日における純資産額の百分の十以上に相当する額であるものに限り、連結子会社に対して発行するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の発行をした場合 | （定義）<br>**第一条**　［同上］<br>［一～二十一の二の四　同上］<br>［号を加える。］<br>［二十一の三～三十六　同上］<br>（臨時報告書の記載内容等）<br>**第十九条**　［同上］<br>２　［同上］<br>［一～十二　同上］<br>［号を加える。］ |

（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含み、その社債の募集又は売出しに係る有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類にロ(1)から(3)までに掲げる事項に相当する事項が記載されている場合を除く。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項

イ　財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合には、次に掲げる事項

(1)　金銭消費貸借契約の締結をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日

(2)　金銭消費貸借契約の相手方の属性

(3)　金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

(4)　財務上の特約の内容

ロ　財務上の特約が付された社債の発行をした場合には、次に掲げる事項

(1)　社債の発行をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日

(2)　社債の発行価額の総額及び償還期限並びに社債に付された担保の内容

(3)　財務上の特約の内容

十二の三　提出会社が締結又は発行をした財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限若しくは償還期限の変更、財務上の特約の内容の変更（当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があつた場合の効果に照らして軽微なものを除く。）又は財務上の特約に定める事由の発生があつた場合

次に掲げる事項

イ　前号イ(1)から(3)まで又はロ(1)及び(2)に掲げる事項

ロ　弁済期限若しくは償還期限又は財務上の特約の内容の変更があつた場合には、当該変更の内容及び年月日

ハ　財務上の特約に定める事由の発生があつた場合には、その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

［十三～十九　略］

二十　連結子会社が、財務上の特約（当該連結子会社の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該連結子会社が期限の利益を喪失する旨の特約に限る。以下この号及び次号において同じ。）が付された金銭消費貸借契約（当該金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十以上に相当する額であるものに限り、提出会社又は他の連結子会社に対して発行するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の締結をし、又は新たに財務上の特約が付された場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。イにおいて同じ。）又は財務上の特約が付された社債（当該社債の発行価額の総額が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における連結純資産額の百分の十以上に相当する額であるものに限り、提出会社又は他の連結子会社に対して発行するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項

イ　財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合には、次に掲げる事項

(1)　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

(2)　金銭消費貸借契約の締結をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日

(3)　金銭消費貸借契約の相手方の属性

(4)　金銭消費貸借契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

(5)　財務上の特約の内容

［号を加える。］

［十三～十九　同上］

［号を加える。］

ロ　財務上の特約が付された社債の発行をした場合には、次に掲げる事項
(1)　当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
(2)　社債の発行をし、又は新たに財務上の特約が付された年月日
(3)　社債の発行価額の総額及び償還期限並びに社債に付された担保の内容
(4)　財務上の特約の内容
二十一　連結子会社が締結又は発行をした財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限若しくは償還期限の変更、財務上の特約の内容の変更（当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があつた場合の効果に照らして軽微なものを除く。）又は財務上の特約に定める事由の発生があつた場合　次に掲げる事項
イ　前号イ(1)から(4)まで又はロ(1)から(3)までに掲げる事項
ロ　弁済期限若しくは償還期限又は財務上の特約の内容の変更があつた場合には、当該変更の内容及び年月日
ハ　財務上の特約に定める事由の発生があつた場合には、その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

［３～11　略］

第二号様式

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | ＿＿財務（支）局長 |
| 【提出日】 | 年　月　日 |
| 【会社名】(2) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【英訳名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【代表者の役職氏名】(3) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【本店の所在の場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【最寄りの連絡場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】(5) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【安定操作に関する事項】(6) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【縦覧に供する場所】(7) | 名称<br>（所在地） |

第一部　［略］
第二部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
［１～４　略］
５【重要な契約等】(33)
６　［略］
［第３～第７　略］
［第三部・第四部　略］

［号を加える。］

［３～11　同上］

第二号様式

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | ＿＿財務（支）局長 |
| 【提出日】 | 年　月　日 |
| 【会社名】(2) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【英訳名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【代表者の役職氏名】(3) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【本店の所在の場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【最寄りの連絡場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】(5) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【安定操作に関する事項】(6) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【縦覧に供する場所】(7) | 名称<br>（所在地） |

第一部　［同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
［１～４　同左］
５【経営上の重要な契約等】(33)
６　［同左］
［第３～第７　同左］
［第三部・第四部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～（23－２）　略］

（23－３）　割当予定先の状況

次のａからｇまでに掲げる事項について、割当予定先（第三者割当により提出者が割当てを予定している者をいう。以下この様式において同じ。）ごとに当該ａからｇまでに定めるところにより記載すること。

また、割当予定先が特定引受人（会社法第206条の２第１項又は第244条の２第１項に規定する特定引受人をいう。以下この様式において同じ。）に該当する場合であって、当該特定引受人に関する事項を記載するときには、ｈに定めるところにより記載すること。

ａ　割当予定先の概要　次の(a)から(d)までに掲げる割当予定先の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項を記載すること。(d)に定める事項については可能な範囲で記載すること。

［(a)～(c)　略］

(d)　有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体　名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者（以下(d)及びｂにおいて「業務執行組合員等」という。）に関する事項（(a)から(d)までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。

［ｂ～ｈ　略］

［(23－４）～㉜　略］

㉝　重要な契約等

ａ　連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。ｂからｅまでにおいて同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

［ｂ～ｅ　略］

ｆ　提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。ｇにおいて同じ。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下ｆにおいて同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場

（記載上の注意）

［(1)～（23－２）　同左］

（23－３）　［同左］

［同左］

ａ　［同左］

［(a)～(c)　同左］

(d)　有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の法人以外の団体　名称、所在地、国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先（割当予定先が非居住者の場合に限る。）、出資額、組成目的、主たる出資者及びその出資比率並びにその業務執行組合員又はこれに類する者（以下(d)及びｂにおいて「業務執行組合員等」という。）に関する事項（(a)から(d)までに掲げる当該業務執行組合員等の区分に応じ、当該(a)から(d)までに定める事項とする。）

なお、割当予定先又は業務執行組合員等が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。㉘ｂ及び㊹ｃにおいて同じ。）までを記載しても差し支えない。

［ｂ～ｈ　同左］

［(23－４）～㉜　同左］

㉝　経営上の重要な契約等

ａ　連結会社において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度。以下㉝において同じ。）の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

［ｂ～ｅ　同左］

［加える。］

合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a)　当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b)　当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c)　当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g　提出会社の株主と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第27条の23第１項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。　［加える。］

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a)　当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

(b)　当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

(c)　当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d)　当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

h　提出会社が第19条第２項第12号の２に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が同項第20号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。以下ｈにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高　［加える。］

を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第13号に規定する連結純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額）の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a)　これらの特約が付された金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、次に掲げる事項

ⅰ　連結子会社が金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ⅱ　金銭消費貸借契約の締結をし、又はこれらの特約が付された年月日

ⅲ　金銭消費貸借契約の相手方の属性

ⅳ　金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

ⅴ　これらの特約の内容

(b)　これらの特約が付された社債の発行をしている場合には、次に掲げる事項

ⅰ　連結子会社が社債の発行をしている場合には、当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

ⅱ　社債の発行をし、又はこれらの特約が付された年月日

ⅲ　社債の期末残高及び償還期限並びに社債に付された担保の内容

ⅳ　これらの特約の内容

［(34)～(89)　略］

第二号の四様式

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | ＿＿財務（支）局長 |
| 【提出日】 | 年　月　日 |
| 【会社名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【英訳名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【代表者の役職氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【本店の所在の場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【最寄りの連絡場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【縦覧に供する場所】 | 名称<br>（所在地） |

［(34)～(89)　同左］

第二号の四様式

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | ＿＿財務（支）局長 |
| 【提出日】 | 年　月　日 |
| 【会社名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【英訳名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【代表者の役職氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【本店の所在の場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【最寄りの連絡場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【縦覧に供する場所】 | 名称<br>（所在地） |

第一部　［略］
第二部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
　［１～４　略］
　５【重要な契約等】
　６　［略］
［第３～第７　略］
［第三部・第四部　略］
（記載上の注意）
　［略］
第二号の五様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑷　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】⑸　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】⑹　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑺　名称
　（所在地）
［第一部・第二部　略］
第三部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
　［１～４　略］
　５【重要な契約等】⑽
　６　［略］
［第３～第６　略］
［第四部～第七部　略］

第一部　［同左］
第二部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
　［１～４　同左］
　５【経営上の重要な契約等】
　６　［同左］
［第３～第７　同左］
［第三部・第四部　同左］
（記載上の注意）
　［同左］
第二号の五様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑷　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】⑸　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】⑹　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑺　名称
　（所在地）
［第一部・第二部　同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
　［１～４　同左］
　５【経営上の重要な契約等】⑽
　６　［同左］
［第３～第６　同左］
［第四部～第七部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(39)　略］

(40)　重要な契約等

a　事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

［b～d　略］

e　提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。f において同じ。）と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。

(a)　当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b)　当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c)　当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

f　提出会社の株主と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第27条の23第１項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a)　当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

(b)　当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

(c)　当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

（記載上の注意）

［(1)～(39)　同左］

(40)　経営上の重要な契約等

a　事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近事業年度の開始日から届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。

［b～d　同左］

［加える。］

［加える。］

(d)　当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

g　提出会社が第19条第２項第12号の２に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結又はこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第５号に規定する純資産額の100分の10以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約又は社債についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a)　これらの特約が付された金銭消費貸借契約の締結をしている場合には、次に掲げる事項

i　金銭消費貸借契約の締結をし、又はこれらの特約が付された年月日

ii　金銭消費貸借契約の相手方の属性

iii　金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

iv　これらの特約の内容

(b)　これらの特約が付された社債の発行をしている場合には、次に掲げる事項

i　社債の発行をし、又はこれらの特約が付された年月日

ii　社債の期末残高及び償還期限並びに社債に付された担保の内容

iii　これらの特約の内容

［(41)～(51)　略］

(52)　関係会社の情報

a　［略］

b　住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。

［ｃ～ｇ　略］

［(53)～(58)　略］

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［加える。］

［(41)～(51)　同左］

(52)　［同左］

a　［同左］

b　住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。

［ｃ～ｇ　同左］

［(53)～(58)　同左］

第二号の六様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］
第三部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
［１～４　略］
５【重要な契約等】
６　［略］
［第３～第７　略］
［第四部～第六部　略］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第二号様式の記載上の注意に準じて記載すること。なお、この様式において、公開買付届出書（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号）第二号様式に基づく公開買付届出書をいう。以下同じ。）に記載された事項を記載することとされている場合であって、当該公開買付届出書の提出がなされる前に本届出書の提出がなされるときは、当該公開買付届出書に記載されるべき当該事項を記載すること。
［⑴～⑻　略］
⑼　発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約（発行者（その関連者）と対象者との重要な契約）
ａ　［略］
ｂ　手続対象会社と手続当事会社との間において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から本届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。
ｃ　［略］
⑽　［略］

【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］
第三部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
［１～４　同左］
５【経営上の重要な契約等】
６　［同左］
［第３～第７　同左］
［第四部～第六部　同左］
（記載上の注意）
［同左］

［⑴～⑻　同左］
⑼　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　手続対象会社と手続当事会社との間において事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結している場合には、その概要を記載すること。最近連結会計年度の開始日から本届出書提出日までの間において、これらの契約について重要な変更又は解約があった場合には、その内容を記載すること。
ｃ　［同左］
⑽　［同左］

第二号の七様式

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | ＿＿財務（支）局長 |
| 【提出日】 | 年　月　日 |
| 【会社名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【英訳名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【代表者の役職氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【本店の所在の場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【最寄りの連絡場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【縦覧に供する場所】 | 名称<br>（所在地） |

［第一部・第二部　略］

第三部【企業情報】

第１　［略］

第２【事業の状況】

［１～４　略］

５【重要な契約等】

６　［略］

［第３～第７　略］

［第四部～第六部　略］

（記載上の注意）

［略］

第三号様式

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第１項 |
| 【提出先】 | ＿＿財務（支）局長 |
| 【提出日】 | 年　月　日 |
| 【事業年度】 | 第　期（自　　年　月　日　至　年　月　日） |
| 【会社名】(2) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【英訳名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【代表者の役職氏名】(3) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【本店の所在の場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |

第二号の七様式

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | ＿＿財務（支）局長 |
| 【提出日】 | 年　月　日 |
| 【会社名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【英訳名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【代表者の役職氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【本店の所在の場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【最寄りの連絡場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【電話番号】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【事務連絡者氏名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【縦覧に供する場所】 | 名称<br>（所在地） |

［第一部・第二部　同左］

第三部　［同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

［１～４　同左］

５【経営上の重要な契約等】

６　［同左］

［第３～第７　同左］

［第四部～第六部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

第三号様式

【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第１項 |
| 【提出先】 | ＿＿財務（支）局長 |
| 【提出日】 | 年　月　日 |
| 【事業年度】 | 第　期（自　　年　月　日　至　年　月　日） |
| 【会社名】(2) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【英訳名】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【代表者の役職氏名】(3) | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |
| 【本店の所在の場所】 | ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ |

【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷

第一部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
　［１～４　略］
　５【重要な契約等】⒀
　６　［略］
［第３～第７　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
　［略］
　［⑴～⑿　略］
　⒀　重要な契約等
　　［略］
　［⒁～⒄　略］
第三号の二様式
【表紙】
【提出書類】
【根拠条文】
【提出先】
【提出日】
【事業年度】

【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷

名称
（所在地）

有価証券報告書
金融商品取引法第24条第１項及び第２項
　財務（支）局長
　　年　月　日
第　期（自　　年　月　日　至
　年　月　日）

名称
（所在地）

【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷

第一部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
　［１～４　同左］
　５【経営上の重要な契約等】⒀
　６　［同左］
［第３～第７　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
　［同左］
　［⑴～⑿　同左］
　⒀　経営上の重要な契約等
　　［同左］
　［⒁～⒄　同左］
第三号の二様式
【表紙】
【提出書類】
【根拠条文】
【提出先】
【提出日】
【事業年度】

【会社名】⑵
【英訳名】
【代表者の役職氏名】⑶
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷

名称
（所在地）

有価証券報告書
金融商品取引法第24条第１項及び第２項
　財務（支）局長
　　年　月　日
第　期（自　　年　月　日　至
　年　月　日）

名称
（所在地）

第一部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
［１～４　略］
５【重要な契約等】⑳
６　［略］
［第３～第６　略］
［第二部・第三部　略］
（記載上の注意）
［略］
［(1)～(19)　略］
⑳　重要な契約等
［略］
［(21)～(45)　略］
第四号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
１～４　［略］
５【重要な契約等】
６　［略］
［第３～第８　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
［略］

第一部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
［１～４　同左］
５【経営上の重要な契約等】⑳
６　［同左］
［第３～第６　同左］
［第二部・第三部　同左］
（記載上の注意）
［同左］
［(1)～(19)　同左］
⑳　経営上の重要な契約等
［同左］
［(21)～(45)　同左］
第四号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】
【英訳名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
１～４　［同左］
５【経営上の重要な契約等】
６　［同左］
［第３～第８　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
［同左］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】　四半期報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の７第　項

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　　年　月　日

至　　年　月　日）

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)　名称

（所在地）

第一部【企業情報】

第１　［略］

第２【事業の状況】

［１・２　略］

３【重要な契約等】(9)

［第３・第４　略］

第二部　［略］

（記載上の注意）

［(1)～(8)　略］

(9)　重要な契約等

ａ　当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

［ｂ～ｅ　略］

ｆ　当四半期連結会計期間において、提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。ｇにおいて同じ。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下ｆにおいて同じ。）との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】　四半期報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の７第　項

【提出先】　　財務（支）局長

【提出日】　　年　月　日

【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　　年　月　日

至　　年　月　日）

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)　名称

（所在地）

第一部　［同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

［１・２　同左］

３【経営上の重要な契約等】(9)

［第３・第４　同左］

第二部　［同左］

（記載上の注意）

［(1)～(8)　同左］

(9)　経営上の重要な契約等

ａ　当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

［ｂ～ｅ　同左］

［加える。］

意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。

(a)　当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b)　当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c)　当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g　当四半期連結会計期間において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合において、当該株主が法第27条の23第１項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。　［加える。］

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a)　当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

(b)　当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

(c)　当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d)　当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

h　当四半期連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の２又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の２又は第20号に定める事項を記載すること。　［加える。］

ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

ⅰ　当四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社若しくは当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、次の(a)又は(b)に掲げる場合には、当該(a)又は(b)に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を四半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a)　弁済期限若しくは償還期限又はこれらの特約の内容の変更（当該特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微なものを除く。）があった場合　当該変更の内容及び年月日

(b)　これらの特約に定める一定の事由の発生があった場合　その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

［(10)～(14)　略］

(15)　大株主の状況

［ａ・ｂ　略］

ｃ　「大株主」は、所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

ｄ　［略］

［(16)～(37)　略］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［加える。］

［(10)～(14)　同左］

(15)　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　「大株主」は、所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。

ｄ　［同左］

［(16)～(37)　同左］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部【企業情報】
第１　［略］
第２【事業の状況】
［１～３　略］
４【重要な契約等】⑿
５　［略］
［第３～第６　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
［⑴～⑹　略］
⑺　関係会社の状況
ａ　［略］
ｂ　住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報の名称を記載することで差し支えない。
［ｃ～ｆ　略］
［⑻～⑾　略］
⑿　重要な契約等
ａ　当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
［ｂ～ｅ　略］
ｆ　当中間連結会計期間において、提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。ｇにおいて同じ。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下ｆにおいて同じ。）との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

第一部　［同左］
第１　［同左］
第２　［同左］
［１～３　同左］
４【経営上の重要な契約等】⑿
５　［同左］
［第３～第６　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
［⑴～⑹　同左］
⑺　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。⑵ｃにおいて同じ。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、セグメント情報の名称を記載することで差し支えない。
［ｃ～ｆ　同左］
［⑻～⑾　同左］
⑿　経営上の重要な契約等
ａ　当中間連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
［ｂ～ｅ　同左］
［加える。］

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a)　当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b)　当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c)　当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g　当中間連結会計期間において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合において、当該株主が法第27条の23第１項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。　［加える。］

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a)　当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

(b)　当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

(c)　当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d)　当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

h　当中間連結会計期間において、提出会社又はその連結子会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の２又は第20号に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該連結会社（同項第13号に規定する当該連結会社をいう。ｉにおいて同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同項第12号の２又は第20号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。　［加える。］

i　当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社若しくは当該連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、次の(a)又は(b)に掲げる場合には、当該(a)又は(b)に定める事項を　［加える。］

記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a)　弁済期限若しくは償還期限又はこれらの特約の内容の変更（当該特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微なものを除く。）があった場合　当該変更の内容及び年月日

(b)　これらの特約に定める一定の事由の発生があった場合　その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

［(13)～(47)　略］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】(4)　名称

（所在地）

第一部【企業情報】

第１　［略］

第２【事業の状況】

［１・２　略］

３【重要な契約等】(12)

４　［略］

［第３～第５　略］

［第二部・第三部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(11)　略］

(12)　重要な契約等

a　当中間会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

［(13)～(47)　同左］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】(4)　名称

（所在地）

第一部　［同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

［１・２　同左］

３【経営上の重要な契約等】(12)

４　［同左］

［第３～第５　同左］

［第二部・第三部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(11)　同左］

(12)　経営上の重要な契約等

a　当中間会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。

［ｂ～ｅ　略］

ｆ　当中間会計期間において、提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。ｇにおいて同じ。）と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。以下この様式において同じ。）までを記載しても差し支えない。

(a)　当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b)　当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c)　当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

ｇ　当中間会計期間において、提出会社の株主と当該提出会社との間で、次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結した場合又は当該契約に重要な変更若しくは解約があった場合において、当該株主が法第27条の23第１項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結し又は変更し若しくは解約した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a)　当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

(b)　当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。(c)において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

(c)　当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d)　当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

［ｂ～ｅ　同左］

［加える。］

［加える。］

h　当中間会計期間において、提出会社が財務上の特約（第19条第２項第12号の２に規定する財務上の特約をいう。以下ｈ及びｉにおいて同じ。）が付された金銭消費貸借契約の締結をした場合（既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）又は財務上の特約が付された社債の発行をした場合（既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。）において、これらの財務上の特約が当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のあるものであるときは、同号に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

i　当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「重要な契約等」のうち財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、次の(a)又は(b)に掲げる場合には、当該(a)又は(b)に定める事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を半期報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(a)　弁済期限若しくは償還期限又はこれらの特約の内容の変更（当該特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微なものを除く。）があった場合　当該変更の内容及び年月日

(b)　これらの特約に定める一定の事由の発生があった場合　その事由の内容及び当該事由が発生した年月日並びに当該事由を解消し、又は改善するための対応策

［(13)～(19)　略］

(20)　関係会社の情報

a　［略］

b　住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。

［ｃ～ｆ　略］

［(21)～(28)　略］

第七号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［加える。］

［加える。］

［(13)～(19)　同左］

(20)　［同左］

a　［同左］

b　住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。また、主要な事業の内容については、事業の種類別セグメントの名称を記載することで差し支えない。

［ｃ～ｆ　同左］

［(21)～(28)　同左］

第七号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】
【事務連絡者氏名】⑸
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑹
【届出の対象とした募集（売出）金額】⑺
【安定操作に関する事項】⑻
【縦覧に供する場所】⑼　名称
（所在地）

第一部　［略］
第二部【企業情報】
［第１・第２　略］
第３【事業の状況】
［１～４　略］
５【重要な契約等】㊳
６　［略］
［第４～第９　略］
［第三部・第四部　略］
（記載上の注意）
［⑴～㊲　略］
㊳　重要な契約等
［略］
［㊴～㊽　略］

第七号の四様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

【電話番号】
【事務連絡者氏名】⑸
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】⑹
【届出の対象とした募集（売出）金額】⑺
【安定操作に関する事項】⑻
【縦覧に供する場所】⑼　名称
（所在地）

第一部　［同左］
第二部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５【経営上の重要な契約等】㊳
６　［同左］
［第４～第９　同左］
［第三部・第四部　同左］
（記載上の注意）
［⑴～㊲　同左］
㊳　経営上の重要な契約等
［同左］
［㊴～㊽　同左］

第七号の四様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】
【届出の対象とした募集（売出）金額】
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］
第三部【発行者情報】
［第１・第２　略］
第３【事業の状況】
［１～４　略］
５【重要な契約等】
６　［略］
［第４～第９　略］
［第四部～第六部　略］
（記載上の注意）
［略］
第八号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】(6)　名称　（所在地）

第一部【企業情報】
［第１・第２　略］
第３【事業の状況】
［１～４　略］
５【重要な契約等】(20)
６　［略］
［第４～第９　略］
第二部　［略］

［第一部・第二部　同左］
第三部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５【経営上の重要な契約等】
６　［同左］
［第４～第９　同左］
［第四部～第六部　同左］
（記載上の注意）
［同左］
第八号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】(6)　名称　（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５【経営上の重要な契約等】(20)
６　［同左］
［第４～第９　同左］
第二部　［同左］

（記載上の注意）
［略］
［(1)～(19)　略］
(20)　重要な契約等
［略］
［(21)～(48)　略］
第九号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部【企業情報】
［第１・第２　略］
第３【事業の状況】
［１～４　略］
５【重要な契約等】
６　［略］
［第４～第９　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
［略］
第九号の三様式
【表紙】
【提出書類】　四半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の７第　項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　年　月　日　至　年　月　日）

（記載上の注意）
［同左］
［(1)～(19)　同左］
(20)　経営上の重要な契約等
［同左］
［(21)～(48)　同左］
第九号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称　（所在地）

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１～４　同左］
５【経営上の重要な契約等】
６　［同左］
［第４～第９　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
［同左］
第九号の三様式
【表紙】
【提出書類】　四半期報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条の４の７第　項
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【四半期会計期間】　第　期第　四半期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(6)

第一部【企業情報】
［第１・第２　略］
第３【事業の状況】
［１・２　略］
３【重要な契約等】(12)
［第４～第６　略］
第二部　［略］
（記載上の注意）
［(1)～(11)　略］
(12)　重要な契約等
［略］
［(13)～(26)　略］
第十号様式
【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】

【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】(6)

第一部　［同左］
［第１・第２　同左］
第３　［同左］
［１・２　同左］
３【経営上の重要な契約等】(12)
［第４～第６　同左］
第二部　［同左］
（記載上の注意）
［(1)～(11)　同左］
(12)　経営上の重要な契約等
［同左］
［(13)～(26)　同左］
第十号様式
【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)
【代表者の役職氏名】(3)
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(4)
【代理人の住所又は所在地】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】(5)
【連絡場所】

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 【電話番号】<br>【縦覧に供する場所】(6)　名称<br>（所在地）<br>第一部【企業情報】<br>［第１・第２　略］<br>第３【事業の状況】<br>［１～３　略］<br>４【重要な契約等】(15)<br>５　［略］<br>［第４～第８　略］<br>第二部　［略］<br>（記載上の注意）<br>［(1)～(14)　略］<br>(15)　重要な契約等<br>［略］<br>［(16)～(33)　略］ | 【電話番号】<br>【縦覧に供する場所】(6)　名称<br>（所在地）<br>第一部　［同左］<br>［第１・第２　同左］<br>第３　［同左］<br>［１～３　同左］<br>４【経営上の重要な契約等】(15)<br>５　［同左］<br>［第４～第８　同左］<br>第二部　［同左］<br>（記載上の注意）<br>［(1)～(14)　同左］<br>(15)　経営上の重要な契約等<br>［同左］<br>［(16)～(33)　同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

**第二条**　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 第六号様式<br>【表紙】<br>【提出書類】　有価証券届出書<br>【提出先】　関東財務局長<br>【提出日】　年　月　日<br>【発行者（受託者）名称】<br>【代表者の役職氏名】(2)<br>【本店の所在の場所】<br>【事務連絡者氏名】<br>【電話番号】<br>【発行者（委託者）氏名又は名称】<br>【代表者の役職氏名】<br>【住所又は本店の所在の場所】<br>【事務連絡者氏名】<br>【電話番号】<br>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】<br>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3)<br>【縦覧に供する場所】　名称<br>（所在地）<br>［第一部～第三部　略］ | 第六号様式<br>【表紙】<br>【提出書類】　有価証券届出書<br>【提出先】　関東財務局長<br>【提出日】　年　月　日<br>【発行者（受託者）名称】<br>【代表者の役職氏名】(2)<br>【本店の所在の場所】<br>【事務連絡者氏名】<br>【電話番号】<br>【発行者（委託者）氏名又は名称】<br>【代表者の役職氏名】<br>【住所又は本店の所在の場所】<br>【事務連絡者氏名】<br>【電話番号】<br>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】<br>【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】(3)<br>【縦覧に供する場所】　名称<br>（所在地）<br>［第一部～第三部　同左］ |

（記載上の注意）
［(1)～(19)　略］
(20)　信託財産を構成する資産の内容
［a～f　略］
g　信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況及び設備の新設、除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25)から(37)までに準じて記載すること。
［h～k　略］
［(21)～(44)　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第十九条第二項第十二号の三、第十二号の三、第二十号及び第二十一号の規定は、令和七年三月三十一日までの間は、適用しない。

2　新開示府令第十九条第二項第十二号の三及び第二十一号の規定は、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する金銭消費貸借契約については、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、適用しないことができる。

**第三条**　新開示府令第二号様式、第二号の四様式から第二号の七様式まで、第七号様式及び第七号の四様式は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が同日前に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。

2　有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和七年四月一日前に開始する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について新開示府令第二号様式、第二号の四様式から第二号の七様式まで、第七号様式又は第七号の四様式を適用する場合には、新開示府令第二号様式記載上の注意(33)ｆからｈまで若しくは第二号の五様式記載上の注意(40)ｅからｇまでの規定により、又はこれらの規定に準じて記載すべき事項のうち、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する契約又は金銭消費貸借契約に係るものについては、その記載を省略する旨を記載することによって、その事項の記載に代えることができる。

3　新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様式及び第九号様式は、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

4　令和七年四月一日前に開始する事業年度に係る有価証券報告書について新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様式又は第九号様式を適用する場合には、新開示府令第二号様式記載上の注意(33)ｆからｈまで又は第二号の五様式記載上の注意(40)ｅからｇまでの規定に準じて記載すべき事項のうち、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する契約又は金銭消費貸借契約に係るものについては、その記載を省略する旨を記載することによって、その事項の記載に代えることができる。

5　新開示府令第四号の三様式から第五号の二様式まで、第九号の三様式及び第十号様式は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書については、なお従前の例による。

6　令和八年四月一日前に開始する事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書について新開示府令第四号の三様式から第五号の二様式まで、第九号の三様式又は第十号様式を適用する場合には、新開示府令第四号の三様式記載上の注意(9)ｆからｉまで、第五号様式記載上の注意(12)ｆからｉまで若しくは第五号の二様式記載上の注意(12)ｆからｉまでの規定により、又はこれらの規定に準じて記載すべき事項のうち、この府令の施行前に締結されたこれらの規定に規定する契約又は金銭消費貸借契約に係るものについては、その記載を省略する旨を記載することによって、その事項の記載に代えることができる。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　第二条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第六号様式は、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間に係る財務諸表が令和七年三月三十一日以後に終了する計算期間に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近計算期間に係る財務諸表が同日前に終了する計算期間に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。

（記載上の注意）
［(1)～(19)　同左］
(20)　［同左］
［a～f　同左］
g　信託財産を構成する資産が会社の事業を構成するものである場合には、当該事業の主要な経営指標等の推移、沿革、事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組、事業等のリスク、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析、事業上の重要な契約等、研究開発活動、設備投資等の概要、主要な設備の状況及び設備の新設、除却等の計画について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式「記載上の注意」(25)から(37)までに準じて記載すること。
［h～k　同左］
［(21)～(44)　同左］

○**内閣府令第八十二号**

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （電磁的記録による保存）<br>**第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第二十六条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。<br>一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法<br>二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法<br>2　［略］<br>（電磁的記録による作成）<br>**第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第二十六条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより作成を行わなければならない。<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （電磁的記録による保存）<br>**第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第二十六条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。<br>一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法<br>二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法<br>2　［同上］<br>（電磁的記録による作成）<br>**第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令第二十六条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより作成を行わなければならない。<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 |

**附　則**

この府令は、公布の日から施行する。

# 府令・省令

○**内閣府・財務省令第八号**

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第八条の規定に基づき、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

財務大臣　鈴木　俊一

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令の一部を改正する命令

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による預金保険機構の業務の特例等に関する命令（平成二十九年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （休眠預金等交付金の交付方法等）<br>**第一条**　［略］<br>2　法第八条の規定による休眠預金等交付金の交付は、預金保険機構（以下「機構」という。）が指定活用団体からの書面による申請（前項の収支予算について法第二十六条第一項の認可を受けたことを証する書面を添付したものに限る。）に基づいて行うものとする。ただし、事業年度の開始後三月を経過する日の前日までの間は、預金保険法第三十九条の認可を受けた当該事業年度の予算に添付した法第十三条に規定する休眠預金等管理勘定に係る当該事業年度の予定損益計算書の収益の部に計上した当該休眠預金等交付金の交付に充てるための額に四分の一を乗じて得た額を超えない範囲内において行うものとする。<br>［3・4　略］<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （休眠預金等交付金の交付方法等）<br>**第一条**　［同上］<br>2　法第八条の規定による休眠預金等交付金の交付は、事業年度の開始後三月を経過する日から当該事業年度の末日までの期間において、預金保険機構（以下「機構」という。）が指定活用団体からの書面による申請（前項の収支予算について法第二十六条第一項の認可を受けたことを証する書面を添付したものに限る。）に基づいて行うものとする。<br>［3・4　同上］ |

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

# 省令

**○総務省令第九十四号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

総務大臣　松本　剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

**第一条**　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （具備すべき電波等）<br>**第十二条**　［略］<br>［2～8　略］<br>9　次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。 | （具備すべき電波等）<br>**第十二条**　［同上］<br>［2～8　同上］<br>9　［同上］ |
| 無線設備 | 無線設備 |
| ［略］ | ［同上］ |
| 衛星非常用位置指示無線標識 | 衛星非常用位置指示無線標識 |
| 一　A三X電波一二一・五MHz<br>二　G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHz<br>三　F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz | A三X電波一二一・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二五MHz、四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz |
| ［略］ | ［同上］ |
| 設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備 | 設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備 |
| ［略］ | ［同上］ |
| 一　A三X電波一二一・五MHz<br>二　G一B電波若しくはG一D電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はG一D電波四〇六・〇五MHz<br>三　F一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz | A三X電波一二一・五MHz、G一B電波又はG一D電波四〇六・〇二八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz並びにF一D電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHz |
| ［10～13　略］ | ［10～13　同上］ |

（遭難通信等）

**第三十六条の二**　法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

［一～五　略］

六　Ｇ一Ｂ電波若しくはＧ一Ｄ電波四〇六・〇一二五MHz、四〇六・〇一八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はＧ一Ｄ電波四〇六・〇五MHz、Ａ三Ｘ電波一一一・五MHz並びにＦ一Ｄ電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇一二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1)　Ｇ一Ｂ電波若しくはＧ一Ｄ電波四〇六・〇一二五MHz、四〇六・〇一八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz若しくは四〇六・〇四MHz又はＧ一Ｄ電波四〇六・〇五MHzは、別図第五号に定める構成による信号

［(2)・(3)　略］

［七・八　略］

［2・3　略］

**別図第五号**（第36条の２第１項第５号及び第６号関係）

１　Ｇ１Ｂ電波又はＧ１Ｄ電波を使用するもの（Ｇ１Ｄ電波四〇六・〇五MHzを使用するものを除く。）

| 同期符号 | 通報形式の区分（注１） | 識別表示の種類 | 自局の識別信号（注２） | 誤り検定符号 | 通報 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

注１　短通報の場合は「0」、長通報の「1」であること。

注２　(1)　識別表示の種類を「1」としたときは、これに代わる識別表示を使用することができる。

(2)　引き続いて遭難の位置等を送信することができる。

２　Ｇ１Ｄ電波四〇六・〇五MHzを使用するもの

| 装置の識別番号 | 国番号 | 機能の状態 | 自局の緯度及び経度 | 自局の識別信号 | 信号の種類 | 予備信号 | 付帯情報 | 誤り検定符号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |

（遭難通信等）

**第三十六条の二**　［同上］

［一～五　同上］

六　Ｇ一Ｂ電波又はＧ一Ｄ電波四〇六・〇一二五MHz、四〇六・〇一八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz又は四〇六・〇四MHz、Ａ三Ｘ電波一一一・五MHz並びにＦ一Ｄ電波一六一・九七五MHz及び一六二・〇一二五MHzを使用して、次に掲げるものを送信するもの

(1)　Ｇ一Ｂ電波四〇六・〇一二五MHz、四〇六・〇一八MHz、四〇六・〇三一MHz、四〇六・〇三七MHz及び四〇六・〇四MHzは、別図第五号に定める構成による信号

［(2)・(3)　同上］

［七・八　同上］

［2・3　同上］

**別図第五号**（第36条の２第１項第５号及び第６号関係）

| 同期符号 | 通報形式の区分（注１） | 識別表示の種類 | 自局の識別信号（注２） | 誤り検定符号 | 通報 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

注１　短通報の場合は「0」、長通報の「1」であること。

注２　(1)　識別表示の種類を「1」としたときは、これに代わる識別表示を使用することができる。

(2)　引き続いて遭難の位置等を送信することができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く下線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

**第二条**　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

## 改正後

**別表第二号第３**　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。

［１枚目　略］

２枚目（船舶局に限る。）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 16　無線局の区別 | | | | |
| 17　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の区別 | 電波法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備 | ［略］ | | |
| | | □衛星非常用位置指示無線標識　〔N〕 | | |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.025　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.028　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.031　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.037　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.04　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｄ　406.05　MHz | W |
| | | | □Ａ３Ｘ　121.5　MHz | 0.05W |
| | | | □Ｆ１Ｄ　161.975　162.025　MHz | 1.0W |
| | | □設備規則第45条の３の５に規定する無線設備　〔E〕 | | |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.028　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.031　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.037　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.04　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｄ　406.05　MHz | W |
| | | | □Ａ３Ｘ　121.5　MHz | 0.05W |
| | | | □Ｆ１Ｄ　161.975　162.025　MHz | 1.0W |
| | | ［略］ | | |

（長辺）

## 改正前

**別表第二号第３**　［同左］

［１枚目　同左］

２枚目（船舶局に限る。）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 16　無線局の区別 | | | | |
| 17　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力の区別 | 電波法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備 | ［同左］ | | |
| | | □衛星非常用位置指示無線標識　〔N〕 | | |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.025　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.028　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.031　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.037　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.04　MHz | 5.0W |
| | | | □Ａ３Ｘ　121.5　MHz | 0.05W |
| | | □設備規則第45条の３の５に規定する無線設備　〔E〕 | | |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.028　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.031　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.037　MHz | 5.0W |
| | | | □Ｇ１Ｂ　406.04　MHz | 5.0W |
| | | | □Ａ３Ｘ　121.5　MHz | 0.05W |
| | | ［同左］ | | |

（長辺）

| | | |
|---|---|---|
| 無線電力設備 | | |
| ［略］ | | |

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［３枚目・４枚目　略］

**別表第二号の三第２**　特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。以下この別表において同じ。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第４条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［１枚目　略］

２枚目

［略］

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 20 | 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 長辺 | | □Ｇ１Ｂ | □406.025MHz　□406.028MHz<br>□406.031MHz　□406.037MHz<br>□406.04MHz | ５Ｗ |
| | | □Ｇ１Ｄ | □406.025MHz　□406.028MHz<br>□406.031MHz　□406.037MHz<br>□406.04MHz<br>□406.05MHz | ５Ｗ<br>Ｗ |
| | | □Ａ３Ｘ | □121.5MHz | 0.05W |

［略］

| | | |
|---|---|---|
| 無線電力設備 | | |
| ［同左］ | | |

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［３枚目・４枚目　同左］

**別表第二号の三第２**　［同左］

［１枚目　同左］

２枚目

［同左］

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 20 | 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力 | ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ |
| 長辺 | | □Ｇ１Ｂ | □406.025MHz　□406.028MHz<br>□406.031MHz　□406.037MHz<br>□406.04MHz | ５Ｗ |
| | | □Ａ３Ｘ | □121.5MHz | 0.05W |

［同左］

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 線<br>電<br>力 | | | | |
| ［略］ | | | | |

短　　辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［３枚目　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線局運用規則の一部改正）

**第三条**　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （遭難自動通報設備の通報の送信等）<br>**第七十八条の二**　［略］<br>２　Ｇ一Ｂ電波若しくはＧ一Ｄ電波四〇六・〇二五ＭＨｚ、四〇六・〇二八ＭＨｚ、四〇六・〇三一ＭＨｚ、四〇六・〇三七ＭＨｚ、四〇六・〇四ＭＨｚ又はＧ一Ｄ電波四〇六・〇五ＭＨｚ、Ａ三Ｘ電波一二一・五ＭＨｚ並びにＦ一Ｄ電波一六一・九七五ＭＨｚ及び一六二・〇二五ＭＨｚを同時に発射する遭難自動通報設備であつて、Ａ三Ｘ電波一二一・五ＭＨｚにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第六号⑵に定める方法により行うものとする。<br>［３～６　略］<br>（規定の準用）<br>**第百七十七条**　［略］<br>［２・３　略］<br>４　第七十八条の二第五項の規定は、遭難航空機局の航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を使用した場合に準用する。 | （遭難自動通報設備の通報の送信等）<br>**第七十八条の二**　［同上］<br>２　Ｇ一Ｂ電波四〇六・〇二五ＭＨｚ、四〇六・〇二八ＭＨｚ、四〇六・〇三一ＭＨｚ、四〇六・〇三七ＭＨｚ又は四〇六・〇四ＭＨｚ及びＡ三Ｘ電波一二一・五ＭＨｚを同時に発射する遭難自動通報設備であつて、Ａ三Ｘ電波一二一・五ＭＨｚにより送信する遭難自動通報設備の通報は、施行規則第三十六条の二第一項第六号⑵に定める方法により行うものとする。<br>［３～６　同上］<br>（規定の準用）<br>**第百七十七条**　［同上］<br>［２・３　同上］<br>４　第七十八条の二第三項の規定は、遭難航空機局の航空機用救命無線機又は航空機用携帯無線機を使用した場合に準用する。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（無線設備規則の一部改正）

**第四条**　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （衛星非常用位置指示無線標識）<br>**第四十五条の二**　Ｇ一Ｂ電波又はＧ一Ｄ電波四〇六ＭＨｚから四〇六・一ＭＨｚまで、Ａ三Ｘ電波一二一・五ＭＨｚ並びにＦ一Ｄ電波一六一・九七五ＭＨｚ及び一六二・〇二五ＭＨｚを使用する衛星非常用位置指示無線標識は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 | （衛星非常用位置指示無線標識）<br>**第四十五条の二**　［同上］ |

［一　略］

二　送信装置の条件

イ　Ｇ１Ｂ電波又はＧ１Ｄ電波を使用する人工衛星向け装置（Ｇ１Ｄ電波四〇六・〇五ＭＨｚを使用するものを除く。）

［表略］

ロ　Ｇ１Ｄ電波四〇六・〇五ＭＨｚを使用する人工衛星向け装置

| 区別 | 条件 |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |
| 送信立ち上がり時間 | 送信開始後送信出力が空中線電力の一〇パーセントになってから九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が〇・五ミリ秒未満であること。 |
| ［略］ | ［略］ |

［ハ・ニ　略］

［三～五　略］

［２　略］

**別表第一号**（第５条関係）

［表略］

［注１～27　略］

28　衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識及び第45条の３の５に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　Ｇ１Ｂ電波又はＧ１Ｄ電波406MHzから406.1MHzまでのもの（Ｇ１Ｄ電波406.05MHzのものを除く。）　５kHz

⑵　Ｇ１Ｄ電波406.05MHzのもの　1200Ｈｚ

⑶　［略］

⑷　［略］

［29～57　略］

**別表第二号**（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

| 電波の型式 | 占有周波数帯幅の許容値 | 備考 |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| Ｇ１Ｄ | 20kHz | 406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備（406.05MHzの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備を除く。） |

［一　同上］

二　［同上］

イ　Ｇ１Ｂ電波を使用する人工衛星向け装置

ロ　［表同上］　Ｇ１Ｄ電波を使用する人工衛星向け装置

| 区別 | 条件 |
|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ |
| 送信立ち上がり時間 | 送信開始後送信出力が空中線電力の九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が〇・五ミリ秒未満であること。 |
| ［同上］ | ［同上］ |

［ハ・ニ　同上］

［三～五　同上］

［２　同上］

**別表第一号**（第５条関係）

［表同左］

［注１～27　同左］

28　［同左］

⑴　Ｇ１Ｂ電波又はＧ１Ｄ電波406MHzから406.1MHzまでのもの　５kHz

［新設］

⑵　［同左］

⑶　［同左］

［29～57　同左］

**別表第二号**（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

| 電波の型式 | 占有周波数帯幅の許容値 | 備考 |
|---|---|---|
| ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ |
| Ｇ１Ｄ | 20kHz | 406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識及び第45条の３の５に規定する無線設備 |

| | | |
|---|---|---|
| | 99.9kHz | 406.05MHzの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識及び第45条の３の５に規定する無線設備 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

［第２～第79　略］

| | | |
|---|---|---|
| | | |
| ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ |

［第２～第79　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

（無線機器型式検定規則の一部改正）

**第五条**　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

**別表第一号**　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

| 機種 | | 条件 |
|---|---|---|
| ［略］ | | ［略］ |
| 船舶に施設する救命用の無線設備の機器 | ［略］ | ［略］ |
| | 衛星非常用位置指示無線標識 | １　設備規則第45条の２第１項に規定する衛星非常用位置指示無線標識<br>⑴　Ｇ１Ｂ電波若しくはＧ１Ｄ電波406.031MHz又はＧ１Ｄ電波406.05MHz、Ａ３Ｘ電波121.5MHz並びにＦ１Ｄ電波161.975MHz及び162.025MHzを使用するものであること。<br>［⑵～⑸　略］<br>２　設備規則第45条の２第２項に規定する衛星非常用位置指示無線標識<br>［削る］<br>⑴　１の⑴、⑶及び⑷の条件に適合するものであること。<br>⑵　［略］<br>⑶　［略］<br>⑷　［略］ |
| | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | | ［略］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

**別表第一号**　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

| 機種 | | 条件 |
|---|---|---|
| ［同左］ | | ［同左］ |
| ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ |
| | 衛星非常用位置指示無線標識 | １　設備規則第45条の２第１項に規定する衛星非常用位置指示無線標識<br>⑴　Ｇ１Ｂ電波又はＧ１Ｄ電波406.031MHz、Ａ３Ｘ電波121.5MHz並びにＦ１Ｄ電波161.975MHz及び162.025MHzを使用するものであること。<br>［⑵～⑸　同左］<br>２　設備規則第45条の２第２項に規定する衛星非常用位置指示無線標識<br>⑴　Ｇ１Ｂ電波406.031MHz及びＡ３Ｘ電波121.5MHzを使用するものであること。<br>⑵　１の⑶及び⑷の条件に適合するものであること。<br>⑶　［同左］<br>⑷　［同左］<br>⑸　［同左］ |
| | ［同左］ | ［同左］ |
| ［同左］ | | ［同左］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識は、この省令による改正後の無線設備規則（以下「新設備規則」という。）の規定にかかわらず、令和五年十二月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

3　令和六年一月一日に現に船舶に設置している型式について総務大臣の検定に合格した衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識に係る当該合格の効力については、当該設置が継続する限り、なおその効力を有する。

4　令和六年一月一日に現に船舶に設置している衛星非常用位置指示無線標識及び航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備える衛星位置指示無線標識の条件は、新設備規則の規定にかかわらず、当該設置が継続する限り、なお従前の例によることができる。

**○総務省令第九十五号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の二第一項、第二十八条、第三十八条、第三十八条の二の二第一項、第三十八条の六第一項、第三十八条の二十四第二項、第三十八条の三十一及び第三十八条の三十三の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十二日

総務大臣　松本　剛明

電波法施行規則等の一部を改正する省令

**第一条**　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第六条の二の三**　法第四条の二第一項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)及び(4)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するもの（実験試験局を除く。）とする。 | **第六条の二の三**　法第四条の二第一項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)及び(3)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するもの（実験試験局を除く。）とする。 |

**第二条**　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （小電力データ通信システムの無線局の無線設備）<br>**第四十九条の二十**　小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。<br>［一・二　略］<br>三　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの<br>［イ～ヘ　略］ | （小電力データ通信システムの無線局の無線設備）<br>**第四十九条の二十**　［同上］<br>［一・二　同上］<br>三　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの<br>［イ～ヘ　同上］ |

ト　送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

| 送信装置 | 占有周波数帯幅 | 空中線電力（注） |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| エ　直交周波数分割多重方式を使用するもの（自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車であつて同法第三条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車以外のものをいう。以下この号及び別表第三号29(2)において同じ。）内に設置するものに限り、自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。） | ［略］ | ［略］ |

［注　略］

チ　一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次の表に掲げる値以下であること。ただし、一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しないもの（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）にあつては、同表に掲げる値に二分の一を乗じて得た値以下であること。

| 周波数帯 | 占有周波数帯幅 | 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 |
|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| イ　五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下（自動車内に設置するものに限り、自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。） | ［略］ | ［略］ |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ |

ト　送信装置の空中線電力は、次のいずれかであること。

| 送信装置 | 占有周波数帯幅 | 空中線電力（注） |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| エ　直交周波数分割多重方式を使用するもの（自動車内に設置するものに限る。） | ［同上］ | ［同上］ |

［注　同上］

チ　［同上］

| 周波数帯 | 占有周波数帯幅 | 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 |
|---|---|---|
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| イ　五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下（自動車内に設置するものに限る。） | ［同上］ | ［同上］ |
| ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |

［リ～ヲ　略］

四　五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［イ・ロ　略］

ハ　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1)～(4)　略

(5)　占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

六、一〇五MHz又は六、二六五MHz

［ニ・ホ　略］

ヘ　送信装置の空中線電力は、一MHzの帯域幅における平均電力が次に掲げる値以下であること。

(1)～(4)　略

(5)　占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

〇・六二五ミリワット

［ト　略］

チ　最大等価等方輻射電力が二五ミリワット以下の無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次に掲げる値以下であること。

(1)～(4)　略

(5)　占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

〇・〇七八一二五ミリワット

リ　最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超える無線設備の一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、次に掲げる値以下であること。

(1)～(4)　略

(5)　占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

〇・六二五ミリワット

ヌ　隣接チャネル漏えい電力等は、次のとおりであること。

(1)～(4)　略

(5)　占有周波数帯幅が一六〇MHzを超え三二〇MHz以下の場合

搬送波の周波数から三二〇MHz離れた周波数の（±）一六〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、搬送波の平均電力より二五デシベル以上低い値

ル　最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超える無線設備であつて親局（他の無線局から制御されることなく送信を行い、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行う無線局をいう。以下このルにおいて同じ。）から

［リ～ヲ　同上］

四　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)～(4)　同上

［新設］

［ニ・ホ　同上］

ヘ　［同上］

(1)～(4)　同上

［新設］

［ト　同上］

チ　［同上］

(1)～(4)　同上

［新設］

リ　［同上］

(1)～(4)　同上

［新設］

ヌ　［同上］

(1)～(4)　同上

［新設］

［新設］

の電波の一MHzの帯域幅における受信電力がマイナス九五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）以上の範囲内で運用される無線局相互間で行われる通信（以下この号において「端末間通信」という。）を行うものは、最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の親局からの電波の一MHzの帯域幅における受信電力を四秒以下の間隔で測定し、その値がマイナス九五デシベル未満の場合は端末間通信を直ちに停止する機能を有すること。

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

［五・六　略］

**別表第二号**（第６条関係）

［第１～第29　略］

第30　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は，第１から第４までの規定にかかわらず，次のとおりとする。

［１・２　略］

３　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［(1)～(4)　略］

(5)　占有周波数帯幅が160MHzを超え320MHz以下のもの　320MHz

［４・５　略］

［第31～79　略］

**別表第三号**（第７条関係）

［１～28　略］

29　小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の1MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)　略］

(2)　5,150MHzを超え5,250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局であつて自動車内に設置する無線局（自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。）の送信設備

［表　略］

［注　略］

［(3)～(8)　略］

(9)　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて最大等価等方輻射電力が25ミリワット以下の無線設備

| 占有周波数帯幅 | 基本周波数 | 周波数帯 | 不要発射の強度の許容値 |
|---|---|---|---|
| ［略］ | | | |
| 80MHzを超え160MHz以下 | 6,025MHz | 5,925MHz以下 | 0.2μW以下 |
| | 6,345MHz | 6,425MHz以上<br>6,425.1MHz未満 | 50μW以下 |

ルまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

［五・六　同上］

**別表第二号**（第６条関係）

［第１～第29　同左］

第30　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は，第１から第４までの規定にかかわらず，次のとおりとする。

［１・２　同左］

３　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［(1)～(4)　同左］

［新設］

［４・５　同左］

［第31～79　同左］

**別表第三号**（第７条関係）

［１～28　同左］

29　［同左］

［(1)　同左］

(2)　5,150MHzを超え5,250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局であつて自動車内に設置する無線局の送信設備

［表　同左］

［注　同左］

［(3)～(8)　同左］

(9)　［同左］

| 占有周波数帯幅 | 基本周波数 | 周波数帯 | 不要発射の強度の許容値 |
|---|---|---|---|
| ［同左］ | | | |
| 80MHzを超え160MHz以下 | 6,025MHz | 5,925MHz以下 | 0.2μW以下 |
| | 6,345MHz | 6,425MHz以上<br>6,425.1MHz未満 | 50μW以下 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 6,425.1MHz以上 | 12.5μW以下 |
| 160 MHzを超え320MHz以下 | 6,105MHz | 5,925MHz以下 | 0.2μW以下 |
| | 6,265MHz | 6,425MHz以上 | 12.5μW以下 |

(10)　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて最大等価等方輻射電力が25ミリワットを超え200ミリワット以下の無線設備

| 占有周波数帯幅 | 基本周波数 | 周波数帯 | 不要発射の強度の許容値 |
|---|---|---|---|
| ［略］ | | | |
| 80MHzを超え160MHz以下 | 6,025MHz | 5,925MHz以下 | 2μW以下 |
| | 6,345MHz | 6,425MHz以上6,425.5MHz未満 | 50μW以下 |
| | | 6,425.5MHz以上 | 12.5μW以下 |
| 160 MHzを超え320MHz以下 | 6,105MHz | 5,925MHz以下 | 2μW以下 |
| | 6,265MHz | 6,425MHz以上6,425.7MHz未満 | 50μW以下 |
| | | 6,425.7MHz以上 | 12.5μW以下 |

［30～70　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**第三条**　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （特定無線設備等）<br>**第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。<br>［一～七十七　略］<br>七十八　設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のうち自動車内に設置する無線局（自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。）に使用するための無線設備<br>［七十九　略］ | （特定無線設備等）<br>**第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。<br>［一～七十七　同上］<br>七十八　設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のうち自動車内に設置する無線局に使用するための無線設備<br>［七十九　同上］ |

(10)　［同左］

| 占有周波数帯幅 | 基本周波数 | 周波数帯 | 不要発射の強度の許容値 |
|---|---|---|---|
| ［同左］ | | | |
| 80MHzを超え160MHz以下 | 6,025MHz | 5,925MHz以下 | 2μW以下 |
| | 6,345MHz | 6,425MHz以上6,425.5MHz未満 | 50μW以下 |
| | | 6,425.5MHz以上 | 12.5μW以下 |

［30～70　同左］

八十　設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

八十一　設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局（同号ルの技術基準が適用されるものに限る。）に使用するための無線設備であつて、その最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の無線設備

2　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

［一　略］

二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備

**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)・(2)　略

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

| 一　装置 | 二　試験項目 | 三　測定器等 | 四　特定無線設備の種別 | |
|---|---|---|---|---|
| 送信装置 | 周波数 | 周波数計又はスペクトル分析器 | ［略］ | ［略］ |
| | 占有周波数帯幅 | 擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器 | ○ | ○ |
| | スプリアス発射又は不要発射の強度 | 低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器 | ○ | ○ |
| | 空中線電力 | 電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器 | ○ | ○ |

八十　設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の無線設備

［新設］

2　［同上］

［一　同上］

二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号、第七十九号及び第八十号に掲げる特定無線設備

**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　［同上］

(1)・(2)　同上

(3)　特性試験

［同上］

ア　［同上］

| 一　装置 | 二　試験項目 | 三　測定器等 | 四　特定無線設備の種別 | |
|---|---|---|---|---|
| 送信装置 | 周波数 | 周波数計又はスペクトル分析器 | ［同上］ | ［同上］ |
| | 占有周波数帯幅 | 擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器 | ○ | ○ |
| | スプリアス発射又は不要発射の強度 | 低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器 | ○ | ○ |
| | 空中線電力 | 電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器 | ○ | ○ |

| | |
|---|---|
| 比吸収率 | 比吸収率測定装置 |
| 入射電力密度 | 電界強度測定器 |
| 周波数偏移、周波数偏位又は変調度 | 低周波発振器<br>直線検波器又は変調度計 |
| 変調衝撃計数 | 低周波発振器<br>オシロスコープ |
| プレエンファシス特性 | 低周波発振器<br>直線検波器 |
| 搬送波電力 | 低周波発振器<br>スペクトル分析器 |
| 総合周波数特性 | 低周波発振器<br>電力計 |
| 総合歪及び雑音 | 低周波発振器<br>直線検波器<br>歪率雑音計 |
| 送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間 | オシロスコープ又はスペクトル分析器 |
| 送信時間 | 低周波発振器<br>オシロスコープ |
| 隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力 | 低周波発振器<br>電力測定用受信機<br>又はスペクトル分析器 |
| 搬送波を送信していないときの電力 | 低周波発振器<br>電力測定用受信機<br>又はスペクトル分析器 |
| 送信速度 | 低周波発振器<br>オシロスコープ |
| 受信装置 | |
| 副次的に発する電波等の限度 | 電界強度測定器又はスペクトル分析器 |
| 感度 | 標準信号発生器<br>レベル計又は歪率雑音計 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | ○ | |
| | | | | | | | | | | | | ○ | |


| | |
|---|---|
| 比吸収率 | 比吸収率測定装置 |
| 入射電力密度 | 電界強度測定器 |
| 周波数偏移、周波数偏位又は変調度 | 低周波発振器<br>直線検波器又は変調度計 |
| 変調衝撃計数 | 低周波発振器<br>オシロスコープ |
| プレエンファシス特性 | 低周波発振器<br>直線検波器 |
| 搬送波電力 | 低周波発振器<br>スペクトル分析器 |
| 総合周波数特性 | 低周波発振器<br>電力計 |
| 総合歪及び雑音 | 低周波発振器<br>直線検波器<br>歪率雑音計 |
| 送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間 | オシロスコープ又はスペクトル分析器 |
| 送信時間 | 低周波発振器<br>オシロスコープ |
| 隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力 | 低周波発振器<br>電力測定用受信機<br>又はスペクトル分析器 |
| 搬送波を送信していないときの電力 | 低周波発振器<br>電力測定用受信機<br>又はスペクトル分析器 |
| 送信速度 | 低周波発振器<br>オシロスコープ |
| 受信装置 | |
| 副次的に発する電波等の限度 | 電界強度測定器又はスペクトル分析器 |
| 感度 | 標準信号発生器<br>レベル計又は歪率雑音計 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | ○ | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 通過帯域幅 | 標準信号発生器<br>周波数計<br>レベル計 | | |
| 減衰量 | 標準信号発生器<br>周波数計<br>レベル計 | | |
| スプリアス・レスポンス | 標準信号発生器<br>レベル計又は歪率<br>雑音計 | | |
| 隣接チャネル選択度 | 低周波発振器<br>標準信号発生器<br>レベル計又はオシロスコープ | | |
| 感度抑圧効果 | 標準信号発生器<br>レベル計 | | |
| 相互変調特性 | 標準信号発生器<br>レベル計又は歪率<br>雑音計 | | |
| 局部発振器の周波数変動 | 周波数計 | | |
| ディエンファシス特性 | 低周波発振器<br>直線検波器 | | |
| 総合歪及び雑音 | 標準信号発生器<br>歪率雑音計 | | |

［注　略］

［イ・ウ　略］

［ハ・ニ　略］

**別表第二号**　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

［第一・第二　略］

第三　市民ラジオの無線局，コードレス電話の無線局，特定小電力無線局，小電力セキュリティシステムの無線局，小電力データ通信システムの無線局，5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局，時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局，時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局，時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局，ＰＨＳの陸上移動局，５GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局，狭域通信システムの陸上移動局，超広帯域無線システムの無線局並びに700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 通過帯域幅 | 標準信号発生器<br>周波数計<br>レベル計 | | |
| 減衰量 | 標準信号発生器<br>周波数計<br>レベル計 | | |
| スプリアス・レスポンス | 標準信号発生器<br>レベル計又は歪率<br>雑音計 | | |
| 隣接チャネル選択度 | 低周波発振器<br>標準信号発生器<br>レベル計又はオシロスコープ | | |
| 感度抑圧効果 | 標準信号発生器<br>レベル計 | | |
| 相互変調特性 | 標準信号発生器<br>レベル計又は歪率<br>雑音計 | | |
| 局部発振器の周波数変動 | 周波数計 | | |
| ディエンファシス特性 | 低周波発振器<br>直線検波器 | | |
| 総合歪及び雑音 | 標準信号発生器<br>歪率雑音計 | | |

［注　同上］

［イ・ウ　同上］

［ハ・ニ　同上］

**別表第二号**　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

［第一・第二　同左］

第三　市民ラジオの無線局，コードレス電話の無線局，特定小電力無線局，小電力セキュリティシステムの無線局，小電力データ通信システムの無線局，5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局，時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局，時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局，時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局，ＰＨＳの陸上移動局，５GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局，狭域通信システムの陸上移動局，超広帯域無線システムの無線局並びに700MHz帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

［様式略］

［注１～11　略］

12　８の欄は、次によること。

［(1)～(7)　略］

(8)　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備のうち最大等価等方輻射電力が25mWを超えるものについては、親局又は子局の別、端末間通信（設備規則第49条の20第４号ルに規定する端末間通信をいう。）を行う機能の有無、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。また、最大等価等方輻射電力が25mWを超える親局については、屋外での使用を目的とする構造の有無を記載し、筐体外部からケーブルを介して供給される電源によつてのみ動作すること及び屋外での使用を目的としない構造であることを示す図面等を添付すること。

［(9)　略］

［第四～第六　略］

**様式第７号**（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号図及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

| 特定無線設備の種別 | 記号 |
|---|---|
| ［略］ | ［略］ |
| 第２条第１項第80号に掲げる無線設備 | ＺＲ |
| 第２条第１項第81号に掲げる無線設備 | ＷＲ |

［５　略］

［様式同左］

［注１～11　同左］

12　８の欄は、次によること。

［(1)～(7)　同左］

(8)　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備のうち最大等価等方輻射電力が25mWを超えるものについては、親局又は子局の別、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。また、最大等価等方輻射電力が25mWを超える親局については、屋外での使用を目的とする構造の有無を記載し、筐体外部からケーブルを介して供給される電源によつてのみ動作すること及び屋外での使用を目的としない構造であることを示す図面等を添付すること。

［(9)　同左］

［第四～第六　同左］

**様式第７号**（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

| 特定無線設備の種別 | 記号 |
|---|---|
| ［同左］ | ［同左］ |
| 第２条第１項第80号に掲げる無線設備 | ＺＲ |

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に受けている第二条による改正前の無線設備規則第四十九条の二十第三号及び第四号に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。